

## 7 粉じん発生施設

○大気汚染防止法

●一般粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令別表第2の施設番号	一般粉じん発生施設	規模
1	コークス炉	原料処理能力：50 t / 日以上
2	鉱物(含コークス。以下同じ。)及び土石の堆積場	面積：1,000m <sup>2</sup> 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石、セメント用)	ベルト幅：75 cm以上又はバケットの内容積：0.03m <sup>3</sup> 以上
4	破碎機及び磨砕機(鉱物、岩石、セメント用)	原動機の定格出力：75 kW以上
5	ふるい(鉱物、岩石、セメント用)	原動機の定格出力：15 kW以上

●特定粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令別表第2の2の施設番号	特定粉じん発生施設	規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力：3.7kW以上
2	混合機	
3	紡績機械	
4	切断機	原動機の定格出力：2.2kW以上
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破碎機及び磨砕機	
8	プレス(剪断加工用)	
9	穿孔機	

※ 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの、密閉式のものを除く

○静岡県生活環境の保全等に関する条例

●一般粉じん発生施設

	施設	規模
1	鉱物、岩石又はセメントの用に供する破碎機及び磨砕機(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が7.5 kW以上75 kW未満であること。
2	鉱物、岩石又はセメントの用に供するふるい(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が7.5 kW以上15 kW未満であること。
3	木材チップ又は木粉の堆積場	面積が1,000m <sup>2</sup> 以上であること。
4	木材チップ又は木粉の用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア	ベルトコンベアにあつてはベルトの幅が75 cm以上のもの、バケットコンベアにあつてはバケットの内容積が0.03m <sup>3</sup> 以上であること。
5	木材チップの風送施設(木材チップの製造のように供するものを除く。)	原動機の定格出力が3.7 kW以上であること。
6	穀物用製粉機	
7	石灰製品の製造の用に供する消化施設	
8	打綿機	
9	金属製品又は木製品の製造の用に供する乾式研磨機	原動機の定格出力が3.75 kW以上であること
10	木材加工用の帯のこ盤、丸のこ盤及びかんな盤	原動機の定格出力が2.25 kW以上であること。
11	金属製品又は木製品の製造の用に供する吹付塗装施設	
12	別珍又はコールテンの仕上げ施設	

